

（午後3時20分 再開）

○議長（中本正人君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番6、4番 今城君。

〔4番（今城敏仁君）登壇〕

○4番（今城敏仁君）あと2人でございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、午前中の議論でございましたけれども、松浦議員のほうから、危機管理のことについてご質問がございました。僕もこの間、友達から電話が来まして、「シン・ゴジラ」という映画見たかいという電話が来まして、これは議員をしておるんやったら必ず見れよという電話が来まして。どなたかご覧になった方いらっしゃいますか。これ、本当に危機管理という、日本の危機管理の部分を題材にして、ゴジラという怪獣で、まず自分の立ち位置でいろいろ動いていく行政、政治家等々の、とにかく危機管理というところに置いた、考え方をそれぞれの考え方ができるような映画やから、とにかく議員としたら見て来いということで、この議会が終わったら見に行こうかなというふうに思っております。ぜひ興味のある方は見ていただけたらなというふうに思います。この興行主から一銭もいただいけませんけれども、割合、今すごく興味のある映画やなというふうに思っております。

それから、いつも考えてくるんですけども、きょうは考えてきませんでした。ただ、おとこの橋本新聞を見ておりますと、伊都振興局の女性の方が冊子をつくったというふうな

ニュースが載ってございました。彼女は多分和歌山市の方やと思います。よその和歌山市からこちらへ来られて、よそ者の目を見たこの地域というところの、いいところを発信してくれておると思います。

それと、高野山においても、「高野の手仕事」というふうな冊子を高野山の職員の方がつくられております。これ、いっぺん、目にすることがあったらぜひ見ていただきたいと思えます。本当に深く掘り下げて、大事な手仕事を情報として流していってございます。きょうびのことですから、デジタルでインターネット等でも見れるような形はつくれると思うんですけども、これ、冊子にしたというところが大事なところやと思えます。ぜひ企画、また経済部のほうでも、いっぺん参考にしていただいて、このような橋本市の魅力を発信していただけたらなというふうに思えます。

それでは、通告に従いまして質問いたします。3問ございます。

1番目は不登校の問題について。

和歌山県は不登校児童生徒の出現率が高水準で、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は、小学校では全国平均3.9人に対して5.3人、中学校では27.6人に対して32.1人と、全国に比べて極めて高い現状となっております。

不登校の問題につきましては、橋本市は教育相談センター、適応教室「憩いの部屋」で学校復帰支援の取り組みを行っており、成果を上げておられますが、今後、この問題について、どのように取り組んでいかれるのかお伺いします。

2番目、健康増進事業である乳がん検診に

ついて。

乳がんを患う日本人女性は年々増え続け、今では1年間に新たに乳がんと診断される方は7万人を超えています。しかし、乳がんは治癒率の高いがんです。早期発見ができれば、医療の進歩によってほとんどのケースで乳がんを根治できるようになっています。

当市でも、40歳以上の女性、2年に1回の検診、個別検診、集団検診を行っておりますが、受診率を上げるためにどのような取り組みをされておられますか。

3番目、防災時の非常食について。防災時の非常食でアレルギー対応食は備蓄されておられますか。

以上、3点をお伺いします。以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（中本正人君） 4番 今城君の質問項目1、不登校の問題に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（小林俊治君）登壇〕

○教育長（小林俊治君） 本市の不登校問題への対応についてお答えします。

本市の不登校児童数の割合は、平成24年度、小学校は1,000人当たり7.5人、25年度6.9人、26年度3.4人と推移し、平成26年度は県平均5.3人、全国平均3.9人を下回っています。

一方、中学校は、平成24年度1,000人当たり36.1人、25年度28.3人、26年度31.5人と推移し、平成26年度は県平均32.1人より下回り、全国平均27.6人を上回っています。

平成27年度の県・全国平均はまだ公表されていませんが、本市の状況として、小学校が1,000人当たり5.0人、中学校が26.3人と、小学校では26年度よりも増加し、中学校では減少しています。

また、欠席理由は不登校ではない「病気」「その他」にあたる長期欠席児童生徒が、平成24年度18名、25年度18名、26年度26名と推

移し、平成27年度は48名と増加傾向が見られます。この「その他」が理由の欠席というのは、病気、経済的理由、不登校のいずれにも該当しない場合や、欠席理由が二つ以上あり、主たる理由が特定できない場合を指します。

このことに関して、教育委員会としては、不登校への対応だけでなく、長期欠席している全ての児童生徒への支援が必要な状況であり、個別に取り組むべき課題が複雑化している現状があると分析しています。

これらの児童生徒に対して、市内各小・中学校では、担任による電話連絡、空き時間や放課後の家庭訪問、手紙などを通したきめの細かい継続的なかかわりを行っており、一定の効果が見られます。反面、学校からの継続的なかかわりだけでは改善が見られない状況も見受けられます。

そこで、教育相談センター及び適応教室「憩いの部屋」では、こころの問題として対応するだけでなく、学力・社会性の問題としてとらえ直し、児童生徒の自立に向けた支援を行っています。

また、橋本市に2名配置されているスクールソーシャルワーカーのうち1名を相談センターに配置し、学校と関係機関をつなぎ、ケース会議の設定や、家庭訪問を行っています。週1日勤務という制約がありますが、市内各校へのスクールソーシャルワーカー活用の周知を図っているところです。

さらに、不登校を含めた長期欠席者を減らすために、新たな長期欠席者を生まない、必要な支援体制を確立する取り組みを進めています。

これからの長期欠席対策は、事態を見通してチームで系統的なかかわりをするために、支援体制を確立することが求められています。学校だけの取り組みや単年度だけの取り組みでは、対応が困難になっている状況がある

からです。

そこで、未然防止、早期対応策として、学校からの要請を受け、気になる児童生徒がどのような状態にあり、どのような支援を必要としているのか、累計5日以上欠席状況調査、橋本市児童生徒支援シートを用いて、定期的にケース会議を実施し、学校からの適切な働きかけやかかわりについて助言を行っています。

このケース会議において、学校は、児童・生徒・保護者とどのようなかかわりを持つことで適切な支援となり得るかを検討します。同時に、学校だけで対応することが困難な場合は、子ども・家庭を取り巻く専門機関が相互に協力・補完しつつかかわっていくことを確認します。学校内で児童生徒にかかわる教職員が情報共有した上で役割を明確にするため、専門機関それぞれの専門性を生かした支援を可能とします。これは連携のためのケース会議ではなく、支援のためのケース会議と言えます。

子どもだけでなく大人同士のつながりが希薄になっている社会の現状を考えると、長期欠席児童生徒とかかわる上で、人間関係の中でつながる場をどれだけつくるかが課題と言えます。

子どもを取り巻く人間関係は、問題が複雑化すればするほど揺れ動き不安定になるため、安定した関係を保つ役割が必要です。その関係性をつなぐ機能が、これからの教育相談センターや適応教室に求められていると考えます。

最後に、休みがちな児童生徒にとって居心地の良い学校は、全ての児童生徒にとっても居心地の良い学校と言えます。この観点から、全ての児童生徒が楽しく通うことができる学校づくりへの支援の一助となり得るよう、教育委員会として取り組んでいきたいと考えて

います。

○議長（中本正人君）4番 今城君、再質問ありますか。

4番 今城君。

○4番（今城敏仁君）教育長、ありがとうございました。

それでは、この不登校の件について質問させていただきます。

今、答弁いただいたように、不登校といってもいろんな形があるということで、長期不登校になる、病気であったり障がいがあるとか、いろいろやと思うんですけども、今回、今、教育支援センターにおいて就学されている方は、就学へのステップとして教育支援センターにおいて勉強されておるという認識でよろしいんですね。

○議長（中本正人君）教育長。

○教育長（小林俊治君）教育相談センターの中の「憩いの部屋」で中学生5名、小学生、今は2名、計7名がいわゆる学校へ戻る、または自立した生活が送れるような生活をしているということです。

○議長（中本正人君）4番 今城君。

○4番（今城敏仁君）今、7名ということでございますか。はい。

学校には生徒指導、それから教育相談部、特別支援教育部と、各学校にはあると思うんですけども、学校でしんどい思いしている子どもが、三つの部、どこが集約して、どこと連携しておられるかというところ、ちょっとご説明いただきたいと思います。

○議長（中本正人君）教育長。

○教育長（小林俊治君）確かに、学校には教育相談担当の教員がおります。ただ、この教育相談担当の教員というのは、そのためにだけに仕事をしているのではなくて、担任を持ったり、さまざまな業務をしながら教育相談担当という形をとっています。

学校の中の校内の委員会、いわゆる教育相談部会では、その教育相談担当が企画運営して、長期欠席児童生徒の把握を行ったり、また、アセスメントを行ったり、今後の取り組みについて調整をしています。しかしながら、外部との調整については、これは基本的に管理職が行っているというのが現状です。そんな中で、やはり外部との調整等の部分につきましては、教育相談担当の教員だけではなかなか難しい部分があります。かつては、教育相談センターが、福祉制度の活用などを通してソーシャルワーカー的な支援を行ってまいりました。しかしながら、不登校児童生徒をめぐる問題というのは極めて複雑化しております。教育だけではなかなか解決できない、また、学校だけでは解決できない部分があります。本市におきましても、橋本市子どものための福祉と教育連携会議というのを立ち上げまして、家庭教育支援相談室もつくっておりますけれども、福祉的な面も今後必要になってまいりました。

そんな中で、平成27年度から校内にスクールソーシャルワーカー、SSWの方が、橋本市内に2名配置していただいています。このSSWという方は、社会福祉士または精神保健福祉士の資格を持っておられる方です。この方が今2名常駐しています。この方々が家庭へ出向いて、福祉的な要素に携わっていただいているというのが現状ですが、何分2名ですので、1名、例えば教育相談センターに配置されていますSSWの方は、7月末まで53件のケースにかかわっていただいています。もうお一方も同じような状況です。

そういう意味で、今後スクールソーシャルワーカー、SSWの方の増員というのは大切かなと思います。また、文部科学省もそのことを踏まえて、SSWの増員ということがかなりいろいろなところで聞かされていますの

で、今後国の施策としても増員されていくのではないかなと思っています。

○議長（中本正人君）4番 今城君。

○4番（今城敏仁君）ありがとうございます。

お聞きしましたら、このスクールソーシャルワーカーは週に1回だけ来られておるということをお聞きしました。県の不登校対策にかかわる有識者会議という、こういうふうなものが7月に出てるんですけども、ここで行政の役割として、不登校の生徒に対するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを拡充することというふうなところが載っております。

ことによれば、このスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの常設を検討しなければならないと。すごく行政的な言い回しなんですけども、この問題については、やはり常設、常駐した誰かコーディネーターになるような方が要るように思います。

いろいろなところでお話を聞きますと、結局は、そういうふうなしんどい思いをしている子どもさんが、まずどこに言うんならというたら、やっぱり家で、もうあした学校行きたくないよというふうな話になったら、親御さんがまず担任の先生に、今の場合、ご相談いただいて、担任の先生がこの特別支援教育部ですか、この兼ねられている先生が中心になって、今のケース会議等をやられておるというふうにお聞きするんですけども、このケース会議をした情報を、本当であればスクールコーディネーターがそこに入って、その子どもの情報を共有するということやと思うんですけども、週に1回では、やはり無理があるように思うんですけども、そういうふうな資格をお持ちの方ですので、週に1回でも、ひよっとしたらだいたいがわかるんかもわかりませんが、その辺のところはいかがでございますか。

○議長（中本正人君）教育長。

○教育長（小林俊治君）スクールカウンセラー、それからSSW、スクールカウンセラーは臨床心理士を基本的に資格としてお持ちの方、それから、先ほどお話しさせていただきましたスクールソーシャルワーカーについては社会福祉士、精神保健福祉士の資格を持っておられる方という形になります。スクールカウンセラーは小学校8校に勤務されています。だいたい、年間17から20日、1日5時間勤務です。中学校は5校全校配置で、年間35日から40日、だいたい週1回という形に中学校はなりますし、小学校は2週間に1回という形になっています。

やはり、学校別に課題は随分違います。非常に課題の多い学校といますか、例えば、私も担任して、不登校の子どもは担任したことはございませんけども、他の同和教育推進教員時代に何名かの不登校の子と過ごした時代がございます。教育的作業をする場合、2人の不登校の子どもと作業をすると、かなり疲れる。体力的にも。やはり、自分らは教員ですので、子どもの辛さや悲しみというのをもらう部分がございます。やはり、冷静に判断できるSSWやスクールカウンセラーの方々のより一層の配置というのは必要かと。そのためにも、県や国にも働きかけていけるようにしていきたいと思っています。

○議長（中本正人君）4番 今城君。

○4番（今城敏仁君）このスクールソーシャルワーカーですか、これは県からの派遣ということですね。ということは国からということですか。この問題をいろいろと調べたりしておりますと、今、各学校では先生方が特別教育支援コーディネーターを兼務されておると。ハード的にも大変な仕事をやった後、このコーディネーターをやられているというふうにお聞きしております。

ここで、これは提案といたしますか、この地域コーディネーターですか、ある意味、各学校区に1人、この方がフリーで、いろんなパイプ役になれる人がいれば、それこそもっともいろいろな意味で福祉と教育のパイプ役にもなれるし、そういうふうにするんですけども、これ、何せ予算の要ることでございますので、緊縮財政の折、かなり難しい問題かと思うんですけども、こういうふうな不登校の子どもさん方に光を当てていくのが本当の教育であろうと思うんですけども、せんだって、28年度の第1回の教育会議が7月にあったと思うんですけども、そのときに市長のほうから、教育委員会としたら、いっぺんどうということがしたいんよというふうなことで、市長のほうから質問あったと思うんです。

いっぺんこの不登校の部分で、今、そのつなぎ役のマンパワーが足らんと思うんです。この方を中心にコンダクターとして、スクールソーシャルワーカー、それからスクールカウンセラー、各学校、家庭、いろいろとケース会議にも出ていただいて、風通しのいい、その人に聞いたら皆わかるというふうな人がいれば、この不登校の問題ですとか、その他もろもろの問題も少しでも前向いていくと思うんですけども、こういう問題を、次の、あれは10月でしたか、市長。会議があるのは。できる、できないは別として、それこそ議題に上げていただいて議論をしていただくということはできるんですか。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）今城議員の質問にお答えをします。

それは可能でありますし、話し合いはいくらでもできると思います。私も新教育委員会制度のもと、教育にかかわる人間となっております。若干、教育委員と私の考え方が違う部分

もありますけども、橋本市にとっていいように進めていけばいいのかなというふうに思っています。

教育相談センターも、今、任期付の職員を採用して人材確保ということをしておりますし、要は、これからどういうふうにしていくのかというのが、ちょっと私、よく見えない部分があるんですよ。それで、今やってるのは対処療法ばかりで、そしたら、予防的なことってどうやってんのよというところが引っかかるんです。今の答弁聞いておりましたが、どちらかというに対処療法で、起こったらこういうふうにしていきましょと。そしたら、本当にこれ、起こらんためにするにはどうすんのよというところが、少しわからないところもあります。

これから、家庭相談室もつくりました。来年からは室長を置こうと。一つの組織化をしようと思ってまして、就学前はこども課、健康課を中心にした相談、そして、就学後は教育委員会を中心とした、そういう福祉と教育の連携というのをしようと思ってます。そういう中で、やっぱりこれから、まず教育委員会の組織として、これをどう考えていくかということやと思うんですよ。

学校教育課というのは、県からの指導主事が来ていただいて、運営してはいますけども、そしたら、この指導主事の役目って何なのと。ここの部分については、指導主事がもっとかかわってもいいん違うのかという思いもありますし、学校サイドにしても、そしたら子どもと先生が本当にかかわっている時間って、たくさんあるのかい、昔はどちらかという担任の先生ってずっとかかわってくれてたわけですけども、今、いろいろ書類とか多い、報告上げらなあかん、そういうたくさん問題はあるかと思うんですけども、やっぱり予防という部分では、これから教育委員

会あるいは学校としてどうしていくんかということも考えた中で、そしたらここに何人要るんやと。ひょっとしたら指導主事の中にも、その学校現場に直接行って、中心になってそれを県をつなぐとか、そういうふうなことも、こういう実態が県にありますよという、本来上げていく仕事はあると思うんですけども、そこまでやっていく必要があるのかなというふうに思います。

教育コミュニティにつきましても、私のほうからは、制度化を早よせえという話、前はそこの話ばかりやったんで、そういうこともこれから考えていこうにしなければならぬので、やっぱり教育委員会の中の機構改革というのも必要になってくるでしょうし、これから子どもと先生のかかわり合いをどうしていくんか、予防という意味をどうしていくんか、そして、対処療法の中で何をしていたかなあかんのかというのをきちっとやっていただければ、私のほうとしても何とか予算確保をする道はあるのかなというふうに思っておりますので、まず、そういうところを一度整理していただいて、どういう形でいくのかというのをお示しただけたらなというふうに思っています。

○議長（中本正人君）4番 今城君。

○4番（今城敏仁君）突然すいません。

本当にそこで議論をしていただいて、より良い方向に持っていただけたらなというふうに思いますので、次の10月の教育会議のほうもまた傍聴させていただきたいと思います。

それから、不登校の生徒の問題について、20番議員が、6年前ですか、この不登校の生徒がひきこもりになるというふうなご質問がされてございました。不登校であったり、ひきこもり、この生徒ですとか、中学校を卒業すれば、ちょっと手が我々のテリトリーからは離れるような感じなんですけども、ここで、

多分地域の民生委員、民生・児童委員が各地にいらっしゃると思うんですけども、こういうふうな各地にひきこもりの方がおられるとか、その辺のところの把握はされてるんですかね。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）ご指摘のとおり、ひきこもりに関しましては民生委員、児童委員のお仕事の一つとして、担当の地域で見守っていただくという、お仕事の一つになってございます。

平成27年3月に調査を行っております。そのときで市内で36名、各地区の民生委員から、ひきこもりと思われるというふうな事例の報告がございました。

ただ、先ほど来、お話にもありましたけれども、このひきこもり、そしたら今後どう行政として対応していくのか。これが非常に難しいところがございます。まず、原因はいろいろございます。けがであったり、病気であったり、障がいであったり、あるいは社会的な要因であったり、いろんなことがございます。

したがって、基本的には見守っていくということになるかと思うんですけども、当然、まず相談に至るところまでに、かなり信頼関係構築のために時間がかかる事例が多くございます。私どもとしましては、ひきこもりというのは社会に出て働く、働いて納税していただくというような観点からいきますと、社会的損失というのは非常に大きな事例でございまして、何とか解消に向けた取り組みをしていくべきものというふうに考えてございます。

ただ、先般来、先ほど申し上げましたとおり、まず相談に至るまで、あるいは内容によって、実は医療が必要なものなのか、あるいはその他の要因なのか、非常に難しいところ

がございます。これにつきましては、現在うちの庁舎内に、連携をとるための「橋本市ひきこもり者支援検討会」というのを設置してございまして、そこで事例の情報共有、関係課の情報共有あるいは外部の関係機関等への連携等で見守っていきたいというふうに、現在はそういうふうな状況でございます。

○議長（中本正人君）4番 今城君。

○4番（今城敏仁君）ありがとうございます。

これは今かかわらしていただいております、そういう親御さんからの要望がございまして、各地の民生委員の取り組みは怎么样了かなというふうに聞かれましたので、質問させていただきました。

本当に、そういう子どもさんを持たれていらっしゃるご家族、特にお母さん方は、本当に真剣に我が子のことを思って、一生懸命頑張っておられます。そういうところに、再度申しませけれども、光を当てるのが教育ではないかと思っておりますので、ぜひ次回の教育会議におきましては、この部分で議論をしていただくことを要望しまして、1番目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中本正人君）次に、質問項目2、健康増進事業である乳がん検診に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）次に、健康増進事業である乳がん検診についてお答えします。

厚生労働省は、平成24年度から平成28年度までの5年間を対象として、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する基本的な方向として、がん対策推進基本計画を策定しています。乳がん検診の受診率の算定にあたっては、海外諸国との

比較等も勘案し、40歳から69歳を対象としています。その中で、厚生労働省は、がん検診の受診率を5年以内に50%を達成するとしていますので、本市の健康増進計画においても同様の目標値を設定しています。

本市における最新データである平成26年度の乳がん検診の受診率は54.9%となっていますので、目標は達成していると考えています。

現在、乳がん検診の取り組みとして、がんの早期発見・早期治療のため、乳がん検診の対象となる方への受診券の送付、橋本市に住民登録があり、当該年度4月20日時点で40歳に到達する方への無料クーポン券の送付、市報はしもと、市ホームページ、回覧板などでの検診の受診勧奨、公共機関やスーパーマーケットにある女性トイレへのポスターの貼付などを実施しています。

また、子どもに対して、健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つよう教育することをめざし、伊都医師会の協力を得て小学校でのがん教育を実施しています。今後も各機会を利用し、啓発広報活動に努めてまいります。

○議長（中本正人君）4番 今城君、再質問ありますか。

4番 今城君。

○4番（今城敏仁君）ありがとうございます。

この乳がんの質問に対しては、9番議員のほうもごきますので、端的に質問させていただきます。

昨今、有名歌舞伎役者の奥さん、また、女子プロレスラーの方が乳がんになり、病気と闘っているというニュースがメディアのほうから報道されておるんですけども、私の友人も2人、奥さんが乳がんを闘っておられます。それぐらい乳がんが病気として身近に、多くの方が乳がんになって、今も病魔と闘ってい

るというところでごきますけれども、まず、この健康増進事業で受診できる病院と、曜日の確認をお願いしたいと思います。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）現在、検診として市内で乳がん検診が可能な医療機関が、橋本市民病院、紀和病院、和歌山県立医科大学附属紀北分院、この三つの病院でございまして、土日を除くウイークデーの日に検診を行うということになってございます。

○議長（中本正人君）4番 今城君。

○4番（今城敏仁君）土日を除く日に健康増進事業、当市の場合は本人負担1,000円で受診できるということですね。

なぜこの質問をしたかなんですけども、ある市民の方から、自分は働いていて、土日しか病院へ行けないんよというご相談を受けまして、今ご説明いただきましたように、市民病院、紀和病院、紀北病院でマンモグラフィー検診は受けれるというふうにお聞きしております。これ、土曜検診をどちらかの病院でやってくれたら一番いいことなんですけども、多分、今の時点では無理かなというふうに思うんですけども、たまたまその方がおっしゃるのには、五條のほうに民間で土曜日にも検診を受けれる病院があるので、そちらで受けれないかなというふうなことをごいまして、その辺のところ、県をまたぎますので、行政的にはどういうふうな判断になるかわかからんですけども、その辺のところはどうなんでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）土日の乳がん検診についてでございますが、集団検診のほうにおきましては、本年11月12日、土曜日を実施する集団検診で乳がん検診を行いますということで、既に広報などでお知らせさせていただいております。

また、追加日程といたしまして、日曜日1回、平日1回の2回、追加として12月に実施を予定しております。

答弁の中にもございましたけれども、乳がん検診の受診率自体は本市の計画を一応達成しているということもございまして、個別検診における橋本医療圏域においては、乳がん検診に関する医療資源自体は一応充足しているものと考えてございます。

また、乳がん検診の実施要領というのがございまして、和歌山県乳がん検診実施要領により、県内で統一された実施要領に基づいて乳がん検診が行われております。各都道府県により実施要領が違いますので、ほかの都道府県、ほかの医療圏域の医療機関での検診実施というのは、ちょっと困難ではないかと考えております。何分ともこれにつきましては、単独の、各市の事業、各地域の事業という実施方法がございまして、ほかの圏域にまたがりまして別途調整が必要になってまいります。

さらに、このがん検診におきましては、基本的には橋本医療圏域内での実施を基本というふうにご覧いただきまして、ほかの個別検診等々、地元医師会の協力を全面的にいただいております。そういうふうな関係も鑑みますと、ほかの医療圏域での検診というのは、本市におけるがん検診全体の運営にも影響を及ぼさないかなというふうにも少し心配しております。

つきましては、個別検診における土日検診、土日の検診におきましては、先ほど来お話でございますように、現在可能な橋本市民病院、紀和病院、和歌山県立医科大学附属紀北分院と土日の検診について協議を行ってまいりたい、今後協議していきたいと考えています。また、土日の乳がん検診についての集団検診のほうも増やしていくことを検討したいとい

うふうにご覧いただいております。

○議長（中本正人君）4番 今城君。

○4番（今城敏仁君）わかりました。ただ、医療圏の問題というふうなご答弁やと思うんですけども、先ほどちょっと言い忘れたんですけども、今から6年前の楠本議員の質問では、その当時は、受診率は二十数%やったのが、今、五十数%になっておるとことは、この乳がん検診を受けられておる方が増えていっているというのは、健康福祉部の周知徹底した形での、この受診率になっておると思うんですけども、ただ、調べますと、五條市のほうからは、この乳がん検診、健康増進事業では、こちらの橋本市民病院、紀和病院、また、和歌山医科大学附属紀北分院で受けることができるんですよ。これはそしたら五條市のほうが寛容やということでよろしいんですか。そういうふうな医師会なり、医療圏をこちらのほうにも広げておると。やはり、一人でも多くの方が早期発見・早期治療をするというところで、門戸を広げておるという認識でよろしゅうございましてか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）門戸を広げているかというご質問でございます。そのところは、ちょっと私ども、いわゆる五條市と各病院との契約内容になってくるのかなと考えます。逆に言えば、うちの医療圏域の中にそういう医療資源があるというふうにご覧いただきましてか。

○議長（中本正人君）4番 今城君。

○4番（今城敏仁君）すいません。時間がございませぬので、3番もあるんですけども、そういうことで、今のところはこの3件と集団検診。そしたら集団検診のほうで土日の受診をできるだけ増やしていただきたいということを要望いたしておきます。

また、医学の進歩はAI、人工知能を使っ

た診断やiPS細胞を使った再生医療など、日進月歩で進んでおります。今質問しております乳がん検査についても、近い将来、もう数年先やと思うんですけども、日立製作所と住友商事グループが、尿中の代謝物を解析し、乳がんや大腸がんの患者を識別する技術を開発したと発表しております。これは健康な人と比べて乳がんや大腸がん患者の尿中の増減が大きい物質を見つけ出して、健常者とがん患者の識別に成功したということでございます。これから臨床実験に入って、今みたいなマンモグラフィーの検査ではなくて、尿を送るだけで大腸がんや乳がんはわかるような時代になるのが、もう数年先、四、五年先になると聞いております。しかし、病気は待ってくれませんので、できるだけ一人でも多くの人が受診できるような体制をとっていただくことを要望しまして、2番目の質問を終わります。

○議長（中本正人君）次に、質問項目3、防災時の非常食に対する答弁を求めます。

危機管理監。

〔危機管理監（坂本安弘君）登壇〕

○危機管理監（坂本安弘君）次に、アレルギー対応の非常食の備蓄についてお答えします。

現在、本市では、発生確率の高い、東海・東南海・南海3連動地震の被害想定をもとに備蓄計画を作成し、非常食、飲料水及び粉ミルクの備蓄を進めています。被害想定によると、食料の供給が必要となる方は約1万4,000人とされており、市では1日3食分として、4万2,000食の備蓄を目標としています。この計画に基づき、毎年アルファ米を購入しており、現在2万1,800食を備蓄済みです。

アルファ米は、白飯だけでなく、五目ご飯やドライカレーなど、さまざまな味付けがなされた商品が販売されており、本市では10種類のアルファ米を購入しています。この中で、

白飯、田舎ごはん、わかめごはん、白がゆ、梅がゆの5種類は、厚生労働省から示された特定原材料等27品目を使用していないノンアレルギー製品です。これらのアルファ米の備蓄数は6,600食であり、現在の備蓄数の約30%となっています。

しかしながら、今年4月に発生した平成28年熊本地震を受け、本市には中央構造線断層帯が横断していることから、避難者の想定数をはじめ早急な見直しが必要と考え、非常食を含めた全ての備蓄計画の見直しについて、現在取り組みを進めているところです。

非常食については、アルファ米に加え、新たに缶詰のパンやビスケットの購入を計画しています。今後、新たな計画に基づき購入するアルファ米については、ノンアレルギー製品の中から選定したいと考えており、備蓄食料のうち、少なくとも3分の1はアレルギー対応食となるよう計画しています。

次に、粉ミルクについて説明します。3連動地震の被害想定によると、供給が必要な乳幼児は約100人となります。日本小児アレルギー学会によりますと、乳児の約2%がミルクアレルギーと推計されることから、若干多く見積もり、備蓄用ミルクの3%をアレルギー用ミルクとすることが推奨されています。

本市においても、この考えにのっとり、毎年購入している1万3,700gの備蓄用粉ミルクのうち、アレルギー用ミルクを700g分購入しています。割合としては通常の粉ミルクの約5%となりますが、アレルギー用ミルクは350g単位で販売されているため、多めに購入しています。今後とも計画に基づき、通常の粉ミルクに加え、アレルギー用ミルクの備蓄を進めます。

○議長（中本正人君）4番 今城君、再質問ありますか。

4番 今城君。

○4番(今城敏仁君)ありがとうございます。

アルファ米等々、備蓄されておるということでございますけれども、こういうふうなアレルギーのある方は、自分の身は自分で守るということで、非常持出袋の中にはそういうふうなものを準備するというのが、まず基本やと思うんですけれども、災害はいつどこで起こるかわかりませんので、家に非常持出袋を置いてあっても、出先でそういうふうな災害に遭ったら、それを持ち出すことができませんので、このようにアルファ米、それからミルクを備蓄していただいておりますので、ありがたいことだと思います。各地域、ほかの市町村にも電話で聞きますと、ほとんどがこのアルファ米を用意しておるということでございました。

ほんで、この市内拠点避難所、防災活動拠点というのは、今、これは2箇所ですかね。防災拠点の活動拠点といいますか、市内拠点避難場所の数ですね。

○議長(中本正人君)危機管理監。

○危機管理監(坂本安弘君)拠点避難所につきましては、小学校、中学校を中心に市内に35箇所ございます。

○議長(中本正人君)4番 今城君。

○4番(今城敏仁君)すいません。時間ばかり気になりまして。そしたら、拠点避難場所

に、この非常食が備蓄されておるということでございますか。

○議長(中本正人君)危機管理監。

○危機管理監(坂本安弘君)拠点避難場所に備蓄食料を備蓄しておるわけではございません。倉庫の大きさであったり、容量の問題がございます。先ほどちょっとお話のありました防災活動拠点を通じて配分をいたすわけでございますけれども、食料備蓄につきましては、橋本中央中学校の体育館、あやの台小学校の体育館、紀北工業高等学校の体育館、浦之段防災センター等に保管をしております。

○議長(中本正人君)4番 今城君。

○4番(今城敏仁君)防災時でございますので、このアレルギーの備蓄食品が、各避難場所に行き渡るようにルートを確保しておいてほしいということを要望いたします。

それから、各地で自主防災会もあるんですけども、この辺のところにも、アレルギーの非常食に対する気づきを持っていただくような啓蒙、啓発をしていただきたいということを要望しまして、終わります。

○議長(中本正人君)4番 今城君の一般質問は終わりました。

この際、4時25分まで休憩いたします。

(午後4時17分 休憩)